

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の被害者に対する独自の  
医療支援を行うことを求める意見書

平成25年3月の予防接種法の改正により、同年4月から定期接種となった子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）は、接種後の副作用による健康被害が見られ、社会問題化してきた。厚生労働省は、同年6月から当該予防ワクチン接種を「積極的に勧奨すべきではない」としたが、健康被害に遭われた方々への保障は行われていない。

横浜市は、当該予防ワクチンを接種した後、原因不明の症状があらわれ、日常生活に支障が生じている市民へ独自の医療支援を平成26年6月から始めた。神奈川県内に住む当該予防ワクチンの被害者及びその家族は、現在まで多大な苦しみと経済的な負担を強いられているが、同じ県内に住みながら、当該予防ワクチン被害者の救済に地域格差が生じることは望ましいことではない。

よって、神奈川県におかれては、国が当該予防ワクチン被害者に対して医療支援を実施するまでの間、当該予防ワクチンを接種した後に原因不明の症状があらわれ、日常生活に支障が生じている全ての県民に対して、独自の医療支援を実施することを当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

藤 沢 市 議 会

神 奈 川 県 知 事 あて